



わくわく

2016年11月号

第115号

だより



立冬も過ぎ、だいぶ寒くなってきました。山間部ではもう、雪がちらついているところもあったようです。

紅葉もすすんできたので、先日、内郷の白水阿弥陀堂へ足を運んできました。前からこの時期に行ってみようと思っていたので、ちょっと楽しみにしていたのですが、行ってみるとモミジの葉が真っ赤に染まって、貝事に紅葉していました。すごく綺麗でしたよ。御堂をバックに紅葉の写真を撮る人や池の周りを散歩してる人もいて、みばさん思い思いに紅葉を楽しんでいる様子でした。私の子供達は、紅葉よりも池の鴨や鯉のえさやりに夢中になっていましたけど(苦笑)それはともかく、ゆったりした時間を過ごせて、気持ちのいい一日でした。



ひとくちメモ

【2016年ヒット商品ランキング】

月刊情報誌「日経トレンド」が「2016年ヒット商品ベスト30」を発表しました。毎年恒例のこの企画では、集計期間中（2015年10月～2016年9月まで）に発表された商品やサービスを「売れ行き」「新規性」「影響力」の3項目で総合的に判定。ランキングの「ベスト10」は以下の通りです。

順位	商品・サービス名	順位	商品・サービス名
1位	ポケモンGO(ゲームアプリ)	6位	スイーツデイズ乳酸菌ショコラ(菓子)
2位	君の名は。(アニメ映画)	7位	新型セレナ(車)
3位	IQOS(加熱式たばこ)	8位	レノア本格消臭(柔軟剤)
4位	インスタグラム(SNS)	9位	クッションファンデ(化粧品)
5位	メルカリ(フリマアプリ)	10位	グリーンスムージー(飲料品)

ひとくちメモ



国交省、ホームインスペクションの普及に向けて閣議決定

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、国は、国民資産である住宅ストックの有効活用、既存住宅流通市場の拡大による経済効果の発現、ライフステージに応じた住み替えの円滑化による豊かな住生活の実現等を重要な政策課題と位置づけ、消費者が安心して既存住宅の取引を行える市場環境の整備を図るため、宅地建物取引業者に既存住宅の取引時において、専門家による建物状況調査（いわゆるインスペクション）の活用を義務付けることを閣議決定致し、施行に向けて法整備に入りました。

既存住宅流通市場の拡大や建物の瑕疵をめぐった物件引渡し後のトラブルの防止、インスペクション結果を活用した、既存住宅売買瑕疵保険の加入の促進等を目的としています。

具体的な内容

- (1) 既存の建物の取引における情報提供の充実
 - 宅地建物取引業者に対し、以下の事項を義務付ける
 - ①媒介契約の締結時に建物状況調査（いわゆるインスペクション）を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面の依頼者への交付
 - ②買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明
 - ③売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付
- (2) 消費者利益の保護の強化と従業者の資質の向上
 - ①営業保証金制度による弁済の対象から宅地建物取引業者を除外
 - ②事業者団体に対し、従業者への体系的な研修を実施する努力義務を賦課

- ◆建物状況調査（インスペクション）

建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。行うのは、国から指定を受けた専門家。
- ◆既存住宅売買瑕疵保険

既存住宅に瑕疵があった場合に修補費用等を保証する保険。



無料進呈中

知らないで損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。ニヤンとなく お家探しはサービス1番の当社へ

引越越し 住宅ローン 税金 自己資金 資金計画



TEL 0246 (27) 0331